

改訂
第2次

うらやす 男女共同参画プラン



ひと ひと
女と男が認めあい、
共にかがやくまち・うらやす

目次

I	計画策定にあたって	
1.	計画策定の目的・経緯	1
2.	「第2次プラン」の達成状況	1
3.	「改訂第2次プラン」の位置づけ	2
4.	「改訂第2次プラン」の計画期間	2
II	基本的な考え方と施策の体系	
1.	将来像	3
2.	基本理念	3
3.	重点課題	
	(1)女性の活躍に向けた取り組みの強化	4
	(2)防災における男女共同参画の推進	5
	(3)人権の擁護・救済のための取り組みの強化	5
4.	計画の体系	6
	課題 1 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進	8
	課題 2 ワーク・ライフ・バランスの推進	13
	課題 3 あらゆる分野に参画する機会の確保	20
	課題 4 防災における男女共同参画の推進	23
	課題 5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備	26
	課題 6 性への理解と生涯を通じた健康の支援	30
	課題 7 人権の擁護・救済のための取り組みの強化	33
	課題 8 推進体制の強化	39
5.	指標（目標値）の設定	43
III	資料	
1.	基礎調査概要	45
2.	浦安市男女共同参画推進会議・浦安市男女共同参画庁内推進会議概要	46
3.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	47
4.	男女共同参画社会基本法	53
5.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	57
6.	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	66
7.	男女共同参画社会の実現に向けた動き	73

I 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的・経緯
2. 「第2次プラン」の
達成状況
3. 「改訂第2次プラン」
の位置づけ
4. 「改訂第2次プラン」
の計画期間

1 計画策定の目的・経緯

浦安市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 24 年 3 月に策定した「第 2 次うらやす男女共同参画プラン」(以下、「第 2 次プラン」)に基づき、総合的・効果的に施策を推進しています。

この間、少子高齢化の進行、雇用・就労形態の多様化等、社会情勢が変化しており、平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

平成 28 年度は、「第 2 次プラン」の計画期間の中間期にあたることから、上記に示す状況変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の構築に向けた取り組みをさらに推進していくことを目的として、「第 2 次プラン」を一部見直し、「改訂第 2 次うらやす男女共同参画プラン」(以下、「改訂第 2 次プラン」)を策定することになりました。

「改訂第 2 次プラン」の策定にあたり、平成 27 年度に市民や職員の男女共同参画の意識や実態等を把握するために「市民意識調査」「グループインタビュー調査」「職員意識調査」、平成 28 年度に事業者のワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進等の意識や実態等を把握するために「事業所調査」、及び「第 2 次プラン」の実施状況等を把握するために「庁内基本事業調査」を実施しました。

また、こうした基礎調査の実施、結果に基づく「改訂第 2 次プラン」案等について、浦安市男女共同参画推進会議や浦安市男女共同参画庁内推進会議において議論や検討を重ねました。その後、「改訂第 2 次プラン」案について、パブリックコメントを実施しました（平成 29 年 1 月）。

このように市民や事業者等の皆様から広くご意見を頂きつつ、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月）や千葉県「千葉県第 4 次男女共同参画計画」（平成 28 年 3 月）を参考にしました。

2 「第 2 次プラン」の達成状況

「第 2 次プラン」では、8 つの課題の克服に向け、どの程度進捗しているのかを把握するために、定量的に数値が把握できる項目の中から、はじめて 15 指標（目標値）を設定しました。

掲げた目標値の達成状況については、15 指標の中で、課題 1 に対応する「男女共同参画」という言葉の認知度」と課題 4 に対応する「女性消防団員の割合」が目標値を達成しましたが、残りの 13 指標については、目標値を達成していない状況です。

「改訂第 2 次プラン」では、達成できた 2 指標についてより高い目標値を設定するとともに、未達成であった 13 指標について指標（目標値）としての適格性を検証・再設定した上で、関連する取り組み内容の充実を図ることが重要です。

3 「改訂第2次プラン」の位置づけ

「改訂第2次プラン」は、以下のように位置づけます。

- (1) 「第2次プラン」で掲げた将来像、基本理念、課題、施策の方向の基本計画部分は堅持しつつ、実施計画部分において、新たな基本事業や具体的な取り組みを取り入れた時点修正による計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に規定する「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」にあたります。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の第2条の3第3項に規定する「当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の第6条第2項に規定する「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含します。

4 「改訂第2次プラン」の計画期間

「改訂第2次プラン」の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間となります。

なお、本市の最上位計画である総合計画を新たに策定する予定であり、同計画策定後、必要に応じて、計画期間の変更を検討します。

2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

第2次うらやす男女共同参画プラン

プラン
見直し

改訂第2次うらやす男女共同参画プラン

（将来像、基本理念、課題、施策の方向は共通）

Ⅱ 基本的な考え方と 施策の体系

1. 将来像
2. 基本理念
3. 重点課題
4. 計画の体系
5. 指標(目標値)の設定

1 将来像

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、本市において男女共同参画社会づくりを推進する上での目標として、以下の将来像を掲げます。

ひと ひと
女と男が認めあい
共にかがやくまち
うらやす

2 基本理念

将来像を実現するための考え方として、以下の基本理念を掲げます。

(1) 男女の人権の尊重・擁護

男女が、性別にかかわらず、ひとりの人間として能力を発揮するために、互いの人権を尊重しあい、あらゆる分野における性別による差別を解消し、暴力を根絶することを進めます。

(2) ジェンダー（社会的性別）¹における平等

男女が、共にひとりの人間として人権を尊重するとともに、日常生活での職場・家庭・地域における、性別により固定化された役割分担の意識・考え方をあらためていくことを進めます。

(3) 男女のエンパワーメント²

性別により固定化された役割分担の意識・考え方をあらためていくとともに、一人ひとりが能力を高め、自らの意思によりあらゆる分野での意思決定過程に参画できるようになることを進めます。

¹ ジェンダー（社会的性別）とは、社会によって作りあげられた「女性像」や「男性像」のこと（例、「家事や育児は女性がするもの」「男の子だから泣いてはダメ」等）。こうした意識や習慣に捉われない、性別による差異のない状況を「ジェンダー（社会的性別）における平等」という言葉で表現しています。

² エンパワーメントとは、一人ひとりが能力を高め、社会のあらゆる分野での意思決定過程に参画して力を発揮できること。

3 重点課題

「改訂第2次プラン」では、以下に挙げる3つの課題に重点をおき、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 女性の活躍に向けた取り組みの強化（→課題2・課題3）

国では、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、平成28年4月から施行されました。

同法は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目指しています。

具体的な取り組みとして、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者が301人以上の民間企業等）に義務付けられており、本市では平成28年4月に「浦安市特定事業主行動計画」を策定・公表しています。

また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」（図表1）や平成28年3月に策定された「第4次千葉県男女共同参画計画」でも示されており、今回、「女性の活躍に向けた取り組みの強化」を新たな重点課題として取り上げます。

図表1 国の「第4次男女共同参画基本計画」において強調している視点（女性の活躍に関して）

<あらゆる分野における女性の活躍>

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

（国の「第4次男女共同参画基本計画」）

(2)防災における男女共同参画の推進（→課題4）

本市は、「第2次プラン」の策定を進めている段階で、東日本大震災による被災を体験しました。幸いに、この震災による直接的な死者はありませんでしたが、道路がゆがみ、建物が傾いたりする等、広範囲な地域で液状化による被害を受けました。

「第2次プラン」では、「防災における男女共同参画の推進」を重点課題として取り上げ、男女共同参画の視点を踏まえつつ、あらゆるひとに配慮した防災体制の確立に向けて、様々な施策を展開してきました。

被災により、市民における防災意識がより強まってきており、「防災」という切り口から、男女共同参画についての理解を深めていくことが重要です。

こうした状況を踏まえて、「改訂第2次プラン」においても、引き続き重点課題として取り上げ、防災に関わる場での男女共同参画をさらに推進していくために、より実効性の高い施策を展開します。

(3)人権の擁護・救済のための取り組みの強化（→課題7）

配偶者等からの暴力やストーカー行為等の被害は、社会問題となっています。

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

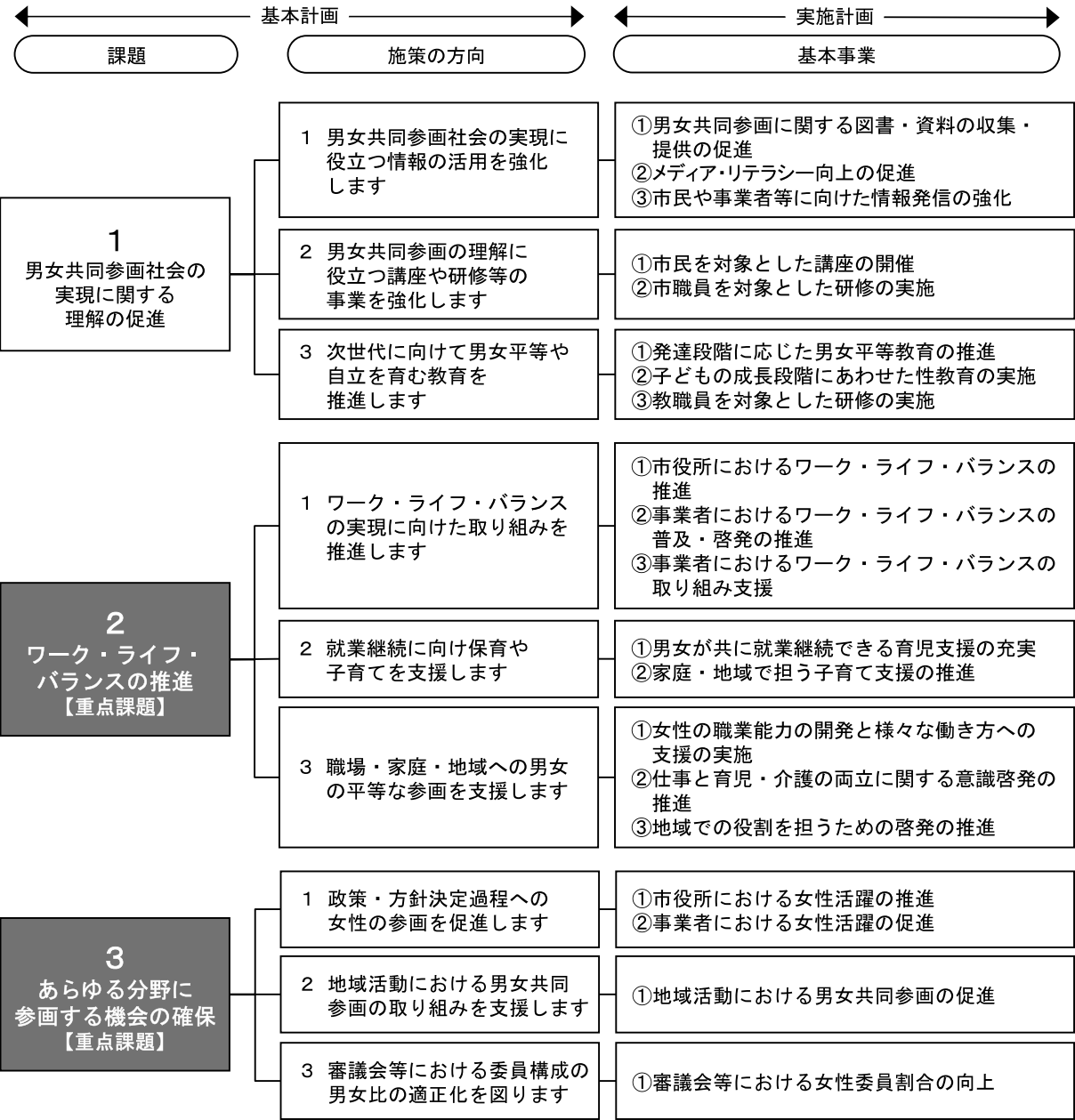
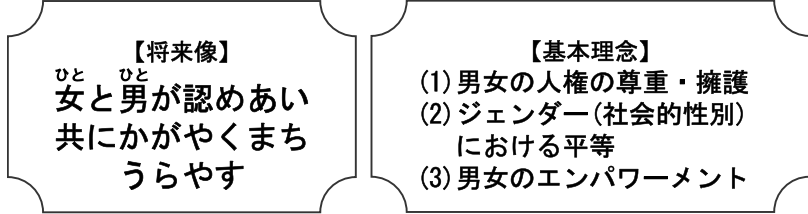
本市では、「第2次プラン」において「人権の擁護・救済のための取り組みの強化」を重点課題として取り上げ、被害者の保護・自立支援のための機能・体制を強化し、女性への暴力の根絶に向けた様々な施策を展開しています。

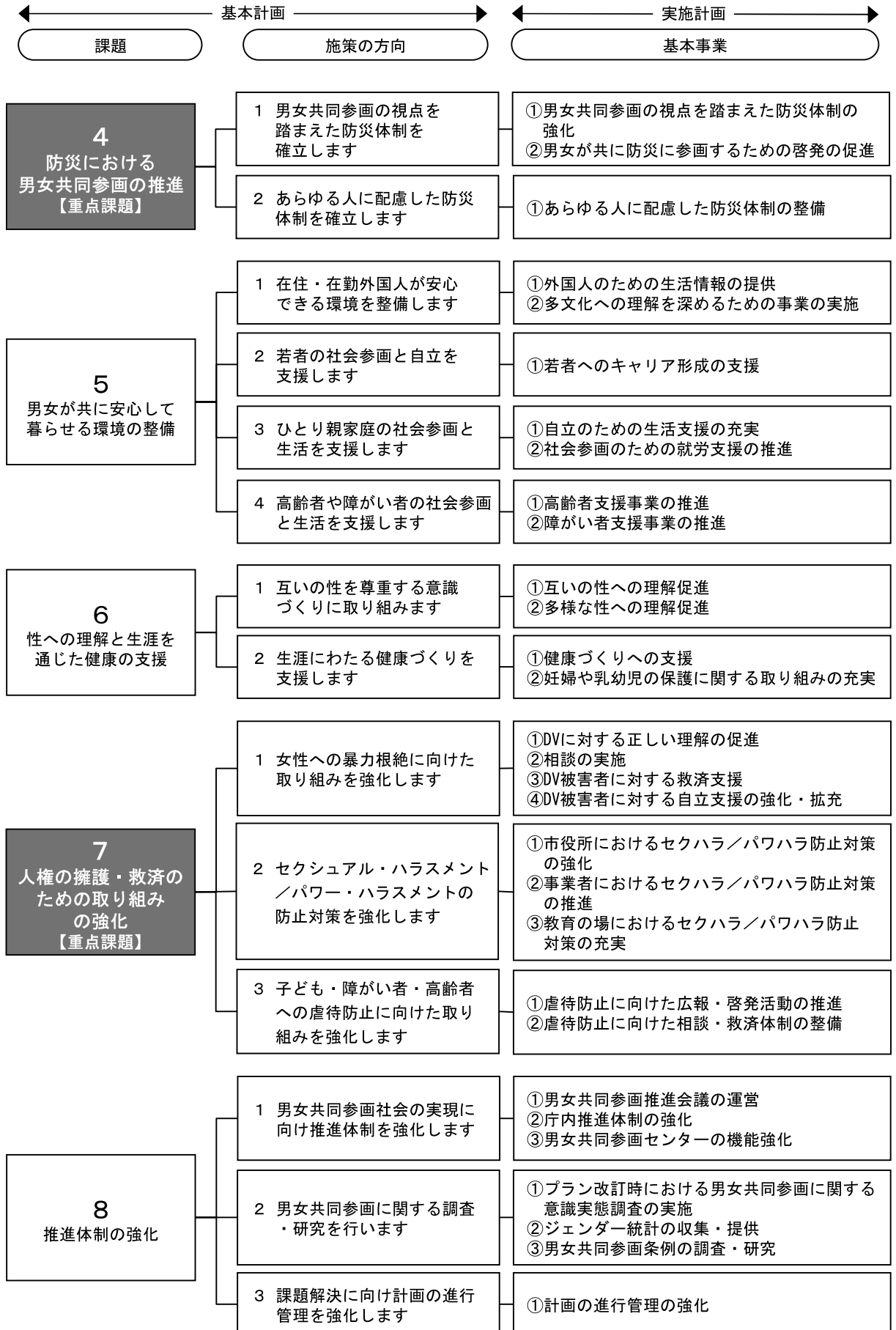
こうした状況を踏まえて、「改訂第2次プラン」においても、引き続き重点課題として取り上げ、暴力の根絶のための基盤づくりを強化します。

New について

次頁以降の「計画の体系」では、「改訂第2次プラン」策定にあたり、新規に取り入れた事業やこれまでの事業内容に新たな視点を加えたものについて、上記のNewマークを付けています。

4 計画の体系





課題 1 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

本市では、男女共同参画情報紙「うらやす P-Life」や広報紙、市のホームページ等を通じて、市民や事業者等に対して男女共同参画に関する情報発信を定期的実施しているほか、性別役割分業³、女性の自立・エンパワーメント等のテーマをもとに、創意工夫をこらした各種の講座を開催し、幅広く意識啓発事業を展開しています。

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家を守ったほうがよい」という考え方について、「そう思う」が前回・前々回調査に比べ低くなっており、性別でみた場合も、女性・男性ともに「そう思わない」が「そう思う」を上回っています（図表2、図表3）。

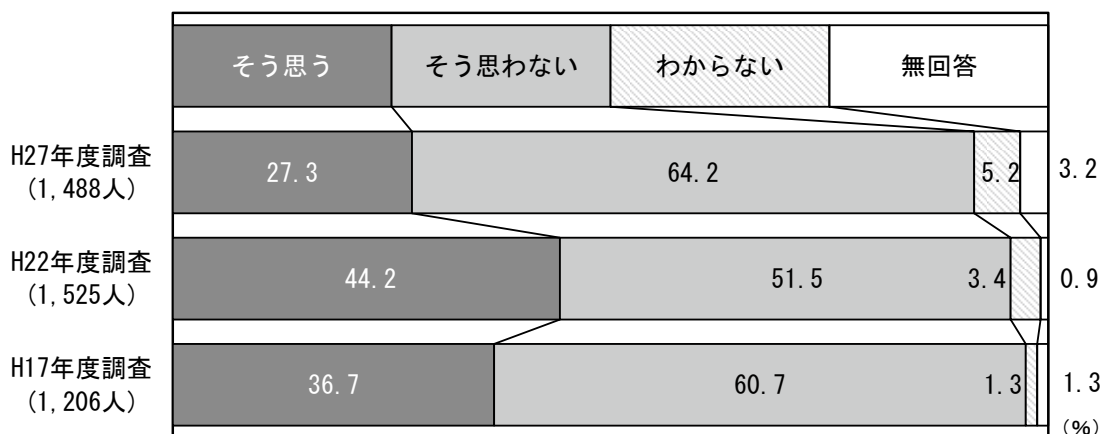
しかしながら、「女性が仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護はきちんとしたほうがよい」については、男性では「そう思う」が5割を超え「そう思わない」を上回っています（図表4）。

「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な意識・考え方は徐々に薄れてきており、女性が働くことに男性が一定の理解を示しつつも、家事・育児・介護は女性主体という従来型の価値観が、特に男性に根強く残っていることが伺えます。

また、実際の日常生活における役割分担をみても、家事・育児・介護は「妻の役割」が全般的に高く、家庭での女性の負担感が重い現状が浮き彫りとなっています（図表5）。

こうした現状を踏まえ、固定的な性別役割分担の意識や行動を変えていくための情報発信や講座開催、次世代に向けた教育の推進に引き続き取り組むことにより、男女共同参画社会への理解をさらに深めていくことを目指します。

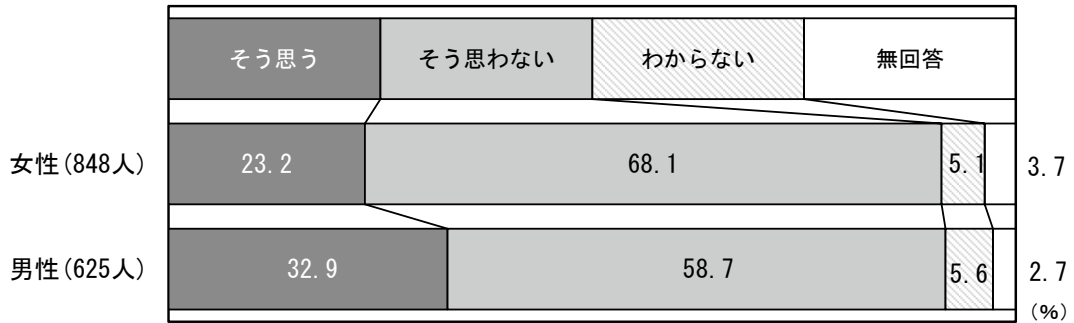
図表2 「夫は外で働き、妻は家を守ったほうがよい」についての考え方（経年変化）



（平成 27・22・17 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査）

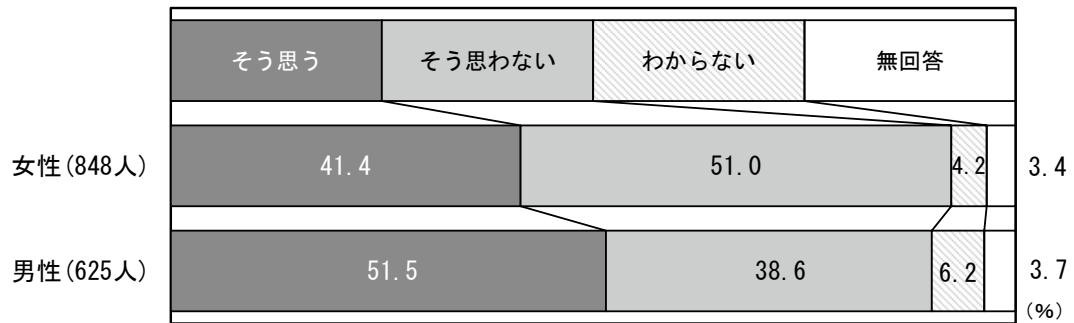
³ 性別役割分業とは、「男は仕事、女は家事・育児・介護」というように、性別により分けられ固定化された役割のこと。

図表3 「夫は外で働き、妻は家を守ったほうがよい」についての考え方（性別）



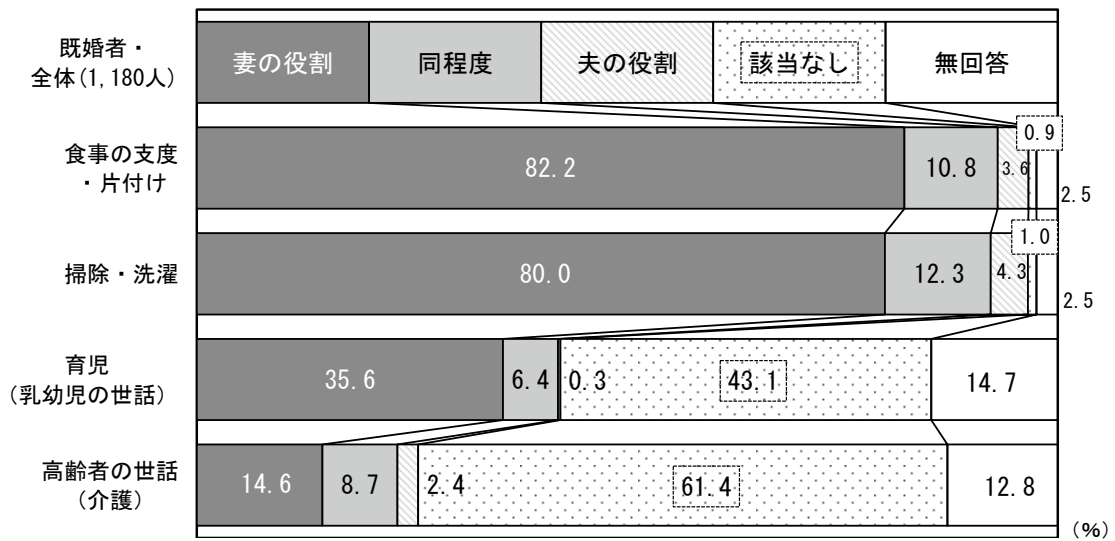
(平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

図表4 「女性が仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護はきちんとしたほうがよい」についての考え方



(平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

図表5 日常生活における性別役割分担の現状



(平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

施策の方向 1

男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します

男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供、情報紙の発行・活用、ホームページ等を通じて、市民や事業者等に向けて継続的に情報発信します。また、情報を活用する能力を育成するための講座等を開催し、メディア・リテラシー⁴の向上に努めます。

基本事業①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します。	中央図書館 男女共同参画センター
2.図書・資料に関する広報	男女共同参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようにします。	中央図書館 男女共同参画センター

基本事業②メディア・リテラシー向上の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。	中央図書館
2.子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館
3.メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い方等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課

⁴ メディア・リテラシーとは、テレビ・インターネット・ラジオ・ポスター等の情報を、自分で読み解き活用する能力や自らも情報発信できる能力のこと。

基本事業③市民や事業者等に向けた情報発信の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.男女共同参画情報紙の発行・活用	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報紙を発行します。また、関連講座の開催時に参加者に配布します。	男女共同参画センター
2.広報紙及びホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報を広報紙及びホームページ等のインターネットを活用し発信します。	男女共同参画センター
3.あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細やかな情報発信を推進します。	男女共同参画センター

施策の方向
2

男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します

市民を対象とした幅広いテーマでの講座開催や市役所の職員研修を通じて、市民や職員における男女共同参画への理解を深めます。

基本事業①市民を対象とした講座の開催

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
New 1.男女共同参画への理解を深める講座等の開催	性別役割分業、女性の自立・エンパワーメント、人権問題、デートDV ⁵ 、性的少数者 ⁶ への理解等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座（出前講座を含む）等を開催します。	公民館 市民大学 生涯学習課 男女共同参画センター

New：従来の内容に加えて、女性活躍や性的少数者等に関する講座の充実を図ります。

基本事業②市職員を対象とした研修の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課 男女共同参画センター

⁵ デートDVとは、交際中の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

⁶ 性的少数者とは、LGBT、アセクシュアル（同性も異性も好きにならない方）、クエスチョニング（性的指向を探している方）等であり、本プランではLGBTを含めた広い意味合いを有しています。

施策の方向 3

次世代に向けて男女平等や自立を育む教育を推進します

保育園・幼稚園や小・中学校で発達段階に応じた男女平等教育を推進するとともに、互いの性を尊重する視点に基づく性教育を実施します。また、教職員研修を通じて、教職員の男女共同参画への理解を促進します。

基本事業①発達段階に応じた男女平等教育の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育幼稚園課 指導課
2.キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課
New 3.次世代リーダーの育成	小学校児童や中学校生徒を対象に、リーダーとしての資質・能力や郷土愛を育むことを目的とした学びの場を提供します。	指導課

New：性別にかかわらず、様々な分野の意思決定過程に参画する人材の育成を、長期的視野で進めます。

基本事業②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.性教育の実施	小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施します。	保健体育安全課
2.性感染症に関する予防教育の実施	中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	保健体育安全課
3.保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	健康増進課

基本事業③教職員を対象とした研修の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修の実施	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	指導課

課題 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、職業生活と家庭・地域生活の適切な調和を意味しますが、働く場面においては、勤続年数を重視した年功的な処遇のもと、長時間勤務や転勤が当然とされる男性中心の働き方を前提とする労働慣行が根強く残っています。

このため、育児・介護等と両立しつつ、だれもが能力を十分に発揮して働くことができる状況に、より近づけていくことが求められています。

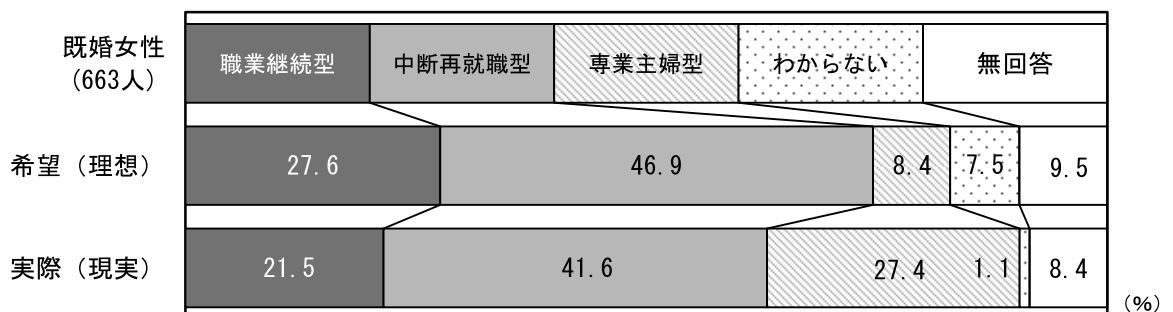
本市における現状をみると、市民意識調査では、女性の働き方の希望（理想）と実際（現実）について、「中断再就職型」「職業継続型」では「希望（理想）」が「実際（現実）」を上回っている一方、「専業主婦型」では「実際（現実）」（27.4%）が「希望（理想）」（8.4%）を上回っており、働く希望（理想）を有しながら仕事と出産・子育ての二者択一を迫られ現実を受入れている女性が、一定数いることが考えられます（図表6）。

また、女性が結婚や出産後も働き続けるために必要なこととして、「保育施設や児童育成クラブ（学童保育）等が充実すること」「夫の理解や家事・育児などに参加すること」「上司・職場の仲間などの理解があること」が上位に挙げられており、保育サービスの充実とともに、男性の家事・育児参加や職場での理解浸透が重要視されています（図表7）。

事業所調査では、今後のワーク・ライフ・バランス推進意向について、「今後もより一層取り組みたい」「今後もこれまで同様に継続したい」「現在は取り組んでいないが今後取り組みたい」を合わせたが推進意向率が全体で8割を占めています（図表8）。

こうした現状を踏まえ、本市が率先してワーク・ライフ・バランスに向け行動していくとともに、事業者への普及・啓発、取り組み支援、今後働きたいと思う女性への支援や働いている男性の意識啓発等の事業を展開することで、だれもが個性と能力を十分に発揮し活躍できるまち・うらやすの実現を目指します。

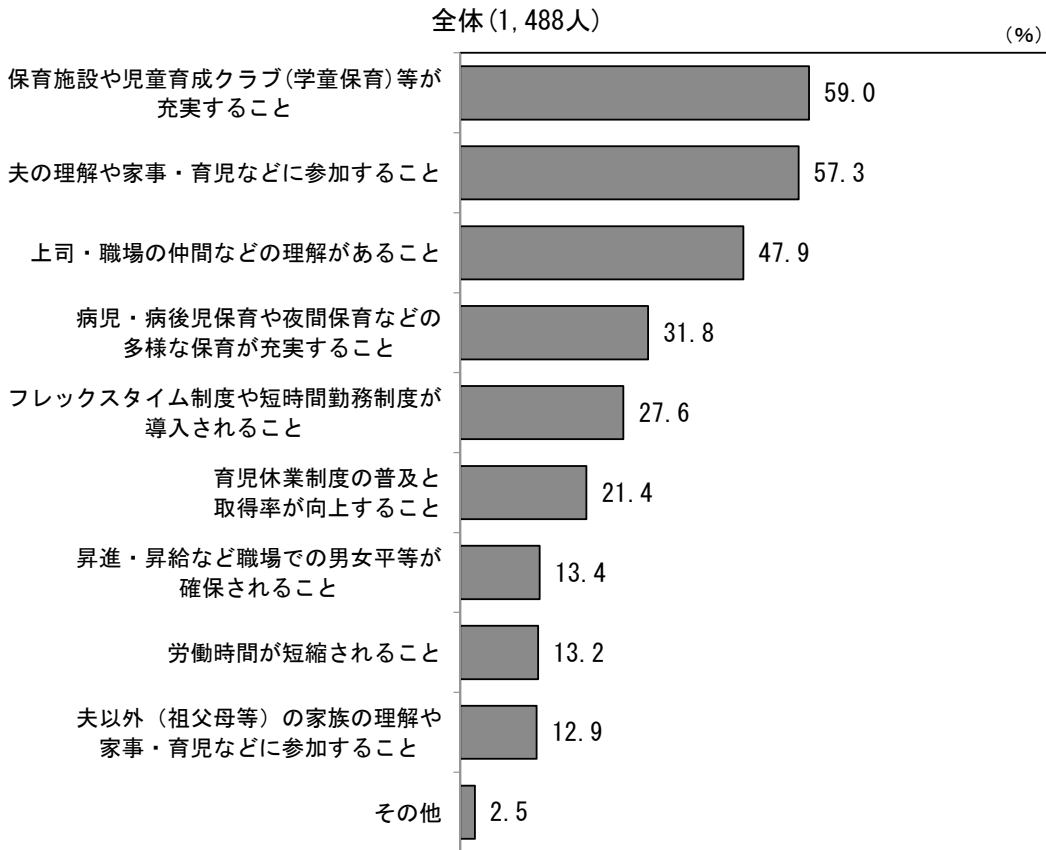
図表 6 女性の働き方の希望（理想）と実際（現実）



（平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査）

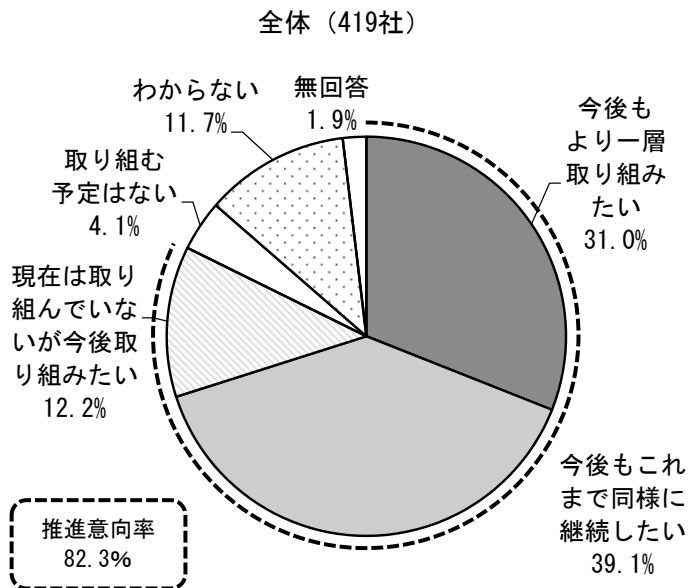
II 基本的な考え方と施策の体系

図表7 女性が結婚や出産後も働き続けるために必要なこと



(平成27年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

図表8 今後のワーク・ライフ・バランス推進意向



(平成28年度男女共同参画社会づくりに関する事業所調査)

施策の方向
1

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを
推進します

市役所において率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。また、事業者を対象に、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法への理解、男性の育児・介護休業取得の向上に向けた普及啓発を行うとともに、行動を後押しする支援も実施します。

New

基本事業①市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.育児休業等を取得しやすい環境の整備	育児休業等に関する資料を配布し、取得手続や経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	人事課
2.男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率の公表	配偶者の分べんのための特別休暇について周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介します。また、特別休暇取得率を広く公表します。	人事課
3.時間外等勤務の縮減	毎週水曜日のノー残業デーを周知徹底し、時間外等の勤務状況を把握し、当該所属長への指導の徹底を図ります。	人事課

New：市役所での取り組みを冒頭に掲げることで、「まず、市役所が率先して取り組む」という姿勢を表現しています。市が、1事業者としてワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいくことで、市域内の事業者や市民に対して、範を示していきます。
また、具体的な取り組みと取り組みの内容を刷新し、実効性を高めていきます。

II 基本的な考え方と施策の体系

New

基本事業②事業者におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法等の普及・啓発	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及に向け啓発を行います。また、国の助成制度に関する情報提供も行います。	商工観光課
2.男性の育児・介護休業取得率向上に向けた普及・啓発	男性の育児・介護休業取得率向上を目指し、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりのための啓発を行います。	商工観光課
3.長時間労働削減に向けた普及・啓発	男女共同参画のさらなる推進のため、事業所に向けて長時間労働削減への理解を深めるための啓発を行います。	商工観光課

New：女性の活躍推進に関する情報発信を充実させます。また、ワーク・ライフ・バランス推進のために、上司・部下にかかわらず職場における意識改革、従来型の働き方の変革につながる普及・啓発を実施します。

New

基本事業③事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み支援

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の検討	他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを、企業等の表彰の審査基準に盛り込むことを検討します。	商工観光課
2.アドバイザー派遣による支援	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援します。	商工観光課

New：ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者を後押しする施策を実施します。

施策の方向
2

就業継続に向け保育や子育てを支援します

男女がともに就業継続できるよう、育児支援対策の拡充を図るとともに、市民との相互協力のもと、家庭や地域で担う子育て支援を実施します。

基本事業①男女が共に就業継続できる育児支援の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
New 1.保育事業の充実	待機児童の解消を目指し、施設の整備、産休明け保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、保育ママ事業の充実を図ります。また、事業所内保育施設設置・運営支援等の情報提供を行います。	保育幼稚園課
2.幼稚園型認定こども園での育児支援の拡充	幼稚園型認定こども園を増やします。	保育幼稚園課
3.児童育成クラブ事業 ⁷ の充実	児童育成クラブの充実を図ります。	青少年課

New：働きやすい環境の整備の一環として、事業所内保育施設設置に関する情報提供を実施します。

基本事業②家庭・地域で担う子育て支援の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.地域での子育て支援	子育て家族支援者養成講座の開催、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども課
2.多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者の病気、出産などで休息や息抜きが必要なとき等、こどもショートステイの実施、エンゼルヘルパーの派遣事業を実施します。	こども課 こども家庭支援センター
3.小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校での放課後異年齢児交流促進事業 ⁸ 、青少年館での居場所づくり事業の充実を図ります。	青少年課

⁷ 児童育成クラブ事業とは、保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校1年生から小学校4年生までの児童と、療育手帳等の交付を受けているなど、特別な支援を必要とする小学校6年生までの児童を対象に、放課後等の時間帯において、家庭に代わる生活の場を提供し、遊び及び生活を通じてその健全な育成を図る事業。

⁸ 放課後異年齢児交流促進事業とは、児童が通い慣れた学校を「遊び場」として確保し、遊びを通じた異年齢間の交流を促進することによって、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図ることを目的に行っている事業。

施策の方向 3

職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します

再就職講座や多様な働き方等に関する情報提供、就業・労働相談を充実させるとともに、子育て・介護に関する情報提供や講座を開催し、女性と男性が対等なパートナーとして職場・家庭・地域に参画できるよう支援します。

New

基本事業①女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.職業能力の開発等の講座開催	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座を開催するとともに、再就職に関する相談会を開催します。	商工観光課
2.キャリアアップや再就職等の相談の実施・充実	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入等などの就業・労働相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施します。	商工観光課
3.多様な働き方に関する情報提供	パートタイム、派遣労働や、在宅ワークなどのSOHO ⁹ 、フリーランスなど、さまざまな働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行います。	商工観光課

New：ワーク・ライフ・バランスの推進だけでなく、「課題3 あらゆる分野に参画する機会の確保」の主要テーマである女性活躍推進も念頭に入れた取り組みとして内容を刷新し、実効性をさらに高めていきます。

⁹ SOHOとは、Small Office /Home Office の略語であり、パソコンやインターネットを使い、自宅等でビジネスを行うこと。

基本事業②仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
<p>New</p> <p>1.仕事と家庭の両立に向けた講座開催</p>	<p>仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて仕事と家庭生活の両立に関する講座や男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。</p>	<p>公民館 男女共同参画センター</p>
<p>2.出産準備・乳幼児の育児に関する講座</p>	<p>夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>3.子育てに関する情報冊子の発行</p>	<p>市民との協働による子育てハンドブックを作成します。</p>	<p>こども課</p>
<p>4. 介護保険制度の周知</p>	<p>介護をしながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。</p>	<p>介護保険課</p>

New：ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進のため、男性の意識改革につながる講座を実施します。

基本事業③地域での役割を担うための啓発の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
<p>1.地域参画を推進するイベント等の開催</p>	<p>地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。</p>	<p>協働推進課</p>



課題3 あらゆる分野に参画する機会の確保

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

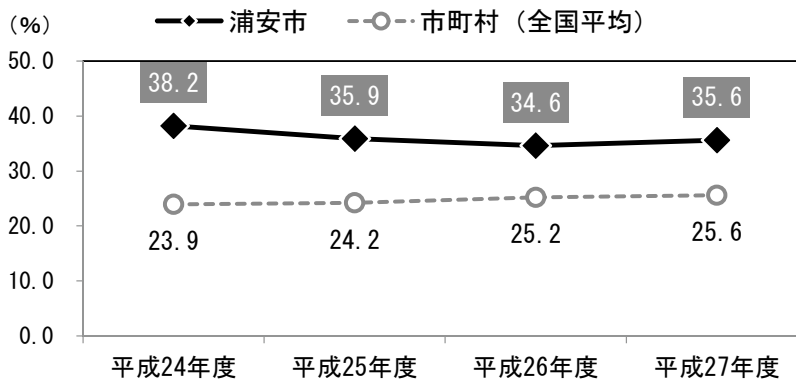
また、様々な組織において、女性と男性が対等に参画し、方針決定過程においても、さらに女性の参画を推進することが重要です。

本市における女性参画の現状をみると、審議会における女性委員割合については、市町村（全国平均）に比べ高いものの、35%程度の横ばいで推移しており、今後、一層の浸透が望まれます（図表9）。

また、市役所における女性管理職（次長級・課長級相当合計）職員の割合については、市町村（全国平均）に比べ高く、直近3年間では増加傾向を示しており（図表10）、今後も増加基調を堅持し、市内事業者に対して先導的な役割を果たすことが重要です。

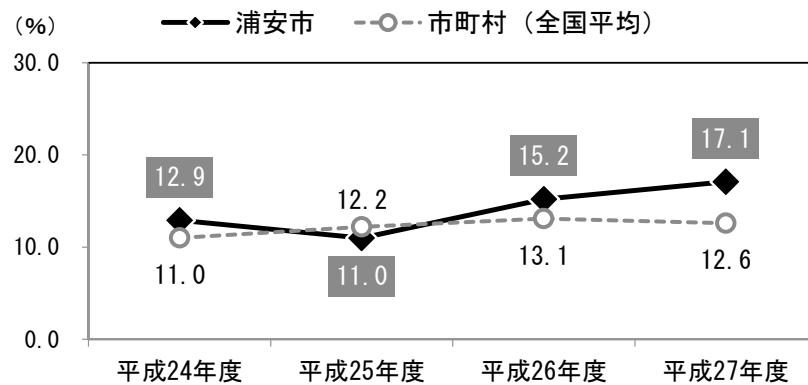
こうした現状を踏まえ、女性活躍推進についても、本市が率先して行動していくとともに、女性のさらなる活躍に向けた啓発事業を展開していくことで、様々な組織において女性のさらなる参画が進み、多様な視点や新たな発想により活力が創出され、そうした動きが地域全体へ波及していくことを目指します。

図表9 審議会における女性委員割合の推移



(浦安市資料、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

図表 10 市役所における女性管理職（課長級相当以上）職員割合の推移



(浦安市資料、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

施策の方向
1

政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

市役所において率先して女性活躍推進に取り組みます。また、事業者において、女性活躍がより浸透していくための普及啓発に努めます。

New

基本事業①市役所における女性活躍の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.性別のかたよりのない職場環境の整備	行政事務職の女性採用試験の申込者数を40%以上にするように周知を図ります。	人事課
2.女性が活躍できる職場環境の整備	女性職員の意欲向上のため、ロールモデル ¹⁰ となる先輩女性職員の事例や経験談を庁内報等で紹介します。また、女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修を行います。	人事課
3.各役職段階の職員の女性割合の把握・公表	係長級以上の女性職員の割合を把握・公表します。	人事課

New：市が率先して女性活躍推進に向けた具体的な数値目標を掲げ、目標達成に向け取り組みます。

¹⁰ ロールモデルとは、具体的な行動をする際の模範となる対象のこと。

II 基本的な考え方と施策の体系

基本事業②事業者における女性活躍の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
New 1.女性活躍やポジティブ・アクション ¹¹ に関する普及・啓発	ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。また、市内で女性活躍に積極的な事業者等の情報収集・発信に努めます。	商工観光課

New：事業者における女性活躍推進の取り組みをさらに広げていくための啓発活動を充実させます。

施策の方向 2

地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します

あらゆるひとが地域で活躍できる場を得られるように支援します。

基本事業①地域活動における男女共同参画の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.地域活動への参加促進	あらゆるひとが、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促します。	地域ネットワーク課 協働推進課

施策の方向 3

審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります

審議会等における委員の女性割合向上と公募による委員登用の拡大を図ります。

基本事業①審議会等における女性委員割合の向上

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.委員の女性割合の向上	審議会等への女性の参画を促し、女性委員割合の向上を図ります。	協働推進課
2.公募による委員登用の拡大	審議会等への市民参加を促し、公募委員の登用を拡大します。	協働推進課

¹¹ ポジティブ・アクションとは、「営業職に女性が殆どいない」「管理職の大半を男性が占めている」等、固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、男女間に格差が生じている場合、こうした格差を解消しようと自主的・積極的に行う取り組みのこと。

課題 4 防災における男女共同参画の推進

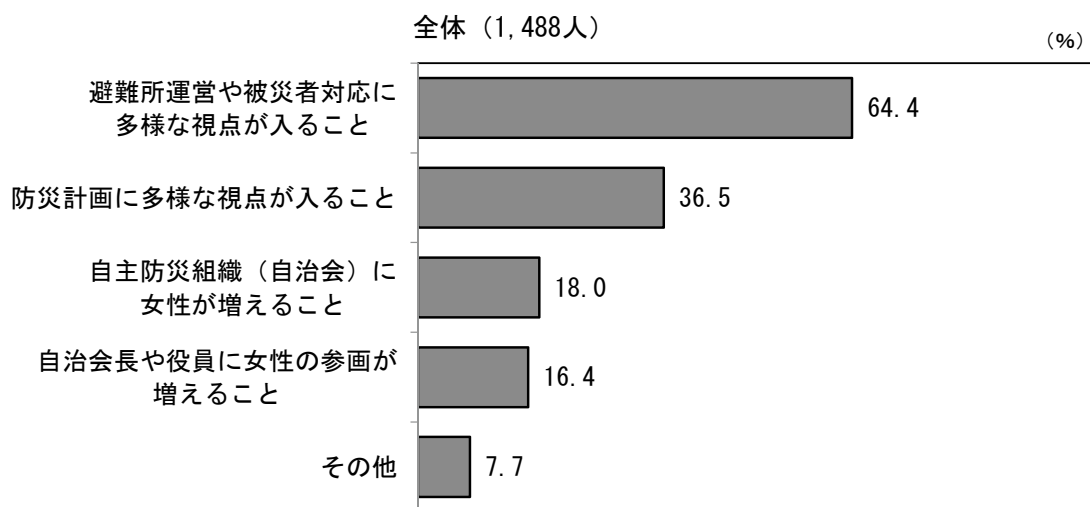
本市では、東日本大震災による被災を受けて、「防災における男女共同参画の推進」を重点的に取り組む課題として位置づけ、男女共同参画の視点を踏まえながら、あらゆるひとに配慮した防災体制の確立に向けて、様々な施策を展開しています。

具体的な取り組みの1つとして、平成26年度修正版の浦安市地域防災計画（震災編）において、「運営にあたっては、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。」と明記しており、男女共同参画の視点・考え方を踏まえた防災計画の策定につなげています。

市民意識調査では、防災において必要なこととしては、「避難所運営や被災者対応に多様な視点が入ること」が最も高く、次いで「防災計画に多様な視点が入ること」となっており、こうした市民ニーズに対応した取り組みでもあります（図表11）。

今後も、防災における男女共同参画の推進に向けた啓発事業や様々な視点を踏まえた防災体制の確立に向けた事業を展開し、非常時であっても、男女共同参画の意識や考え方が浸透したまち・うらやすの実現を目指します。

図表 11 防災において必要なこと



(平成27年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

施策の方向 1

男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します

災害時においても男女共同参画の考え方や行動が浸透するように、情報提供や講座開催等を実施します。

基本事業①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
New 1.男女共同参画センターによる防災情報の提供	男女共同参画センターが発行する情報紙において特集記事を組み、災害発生等緊急時の対応や行動マニュアル等についての情報を発信します。	男女共同参画センター
2.地域防災計画の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、地域防災計画を見直します。	防災課
3.自主防災組織への支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災課
4.女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部総務課

New：市民の関心が高い「防災」という切り口から、「男女共同参画」の考え方の浸透を図ります。

基本事業②男女が共に防災に参画するための啓発の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	防災課
2.防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制強化のため、職員研修を実施します。	防災課

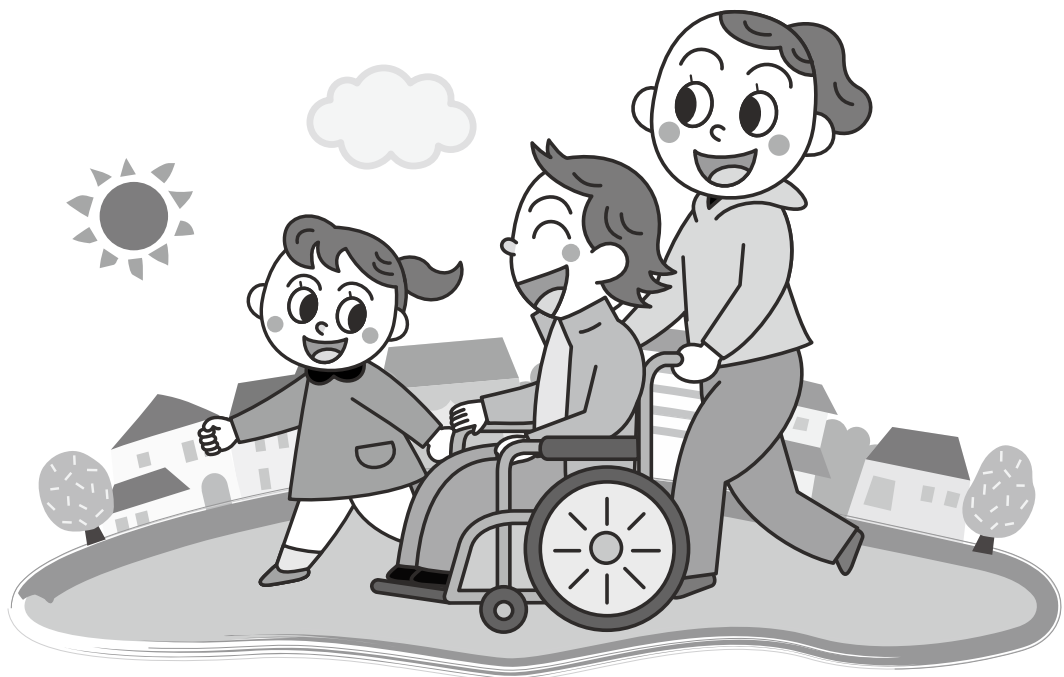
施策の方向
2

あらゆる人に配慮した防災体制を確立します

子ども、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる立場・状況にある市民へのきめ細やかな広報活動を行うとともに、支援が必要な高齢者、障がい者の把握に努めます。

基本事業①あらゆる人に配慮した防災体制の整備

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課
2.災害時の外国人住民への支援の促進	災害時における外国人住民を支援するためのボランティアを養成するための講座を開催します。	地域ネットワーク課
3.支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必要な人を把握します。	介護保険課 障がい福祉課 高齢者福祉課



課題5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

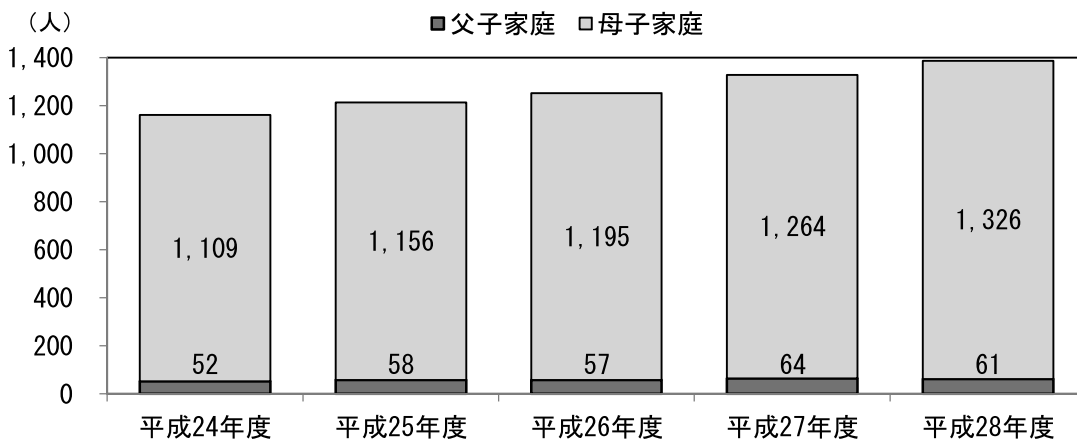
家族形態の変化により、ひとり親世帯や単身世帯が増加するとともに、雇用・就業をめぐる環境や働き方意識の変化により、非正規雇用者が増加しています（図表 12、図表 13）。ひとり親世帯で非正規就労という状況に加え、女性であるということで、貧困等、生活上の困難に直面している場合があることが考えられます。

また、障がいがある、外国人であるということで、就労の機会を得られない、地域で孤立する等の生活上の困難に直面している場合も考えられます。

本市では、従来から、外国人のための生活情報の提供、若者へのキャリア形成支援、ひとり親家庭の社会参画・生活支援、高齢者や障がい者への支援を実施しています。

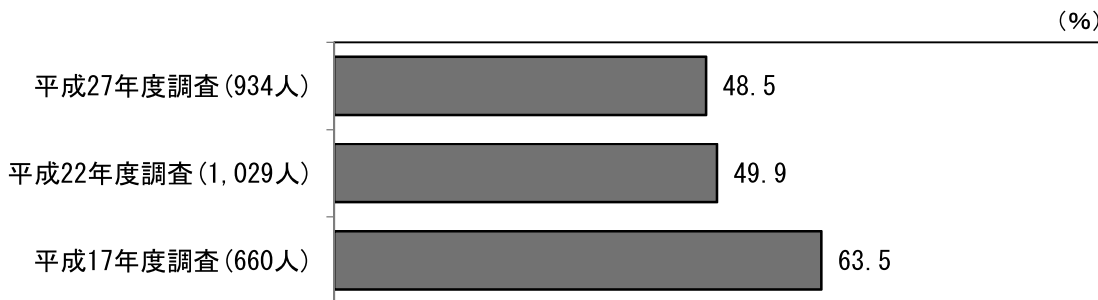
今後も、これらの事業展開を継続的に実施することで、在住・在勤外国人、若者、ひとり親世帯、高齢者や障がい者が、安心して暮らしていくことができる環境を整え、どのような状況にある市民であっても安心して暮らすことができるまち・うらやすの実現を目指します。

図表 12 ひとり親世帯登録者数の推移



* 各年 4 月 1 日現在
(浦安市資料)

図表 13 働き方における「正規雇用の社員・職員」割合の推移



(平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

施策の方向
1

在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します

在住・在勤外国人のための生活情報の提供を充実させるとともに、国際交流事業を通じて多文化共生への理解促進に努めます。

基本事業①外国人のための生活情報の提供

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.外国語による情報発信の推進	広報紙及びホームページ等、外国語での情報を発信します。	広聴広報課
2.外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域ネットワーク課

基本事業②多文化への理解を深めるための事業の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.国際交流の推進	国際センターを拠点として、国際交流を推進します。	地域ネットワーク課
2.国際社会理解講座の開催	多文化への理解を深めるため、市民に対して講座を開催します。	地域ネットワーク課 公民館 市民大学



施策の方向 2

若者の社会参画と自立を支援します

若年層の就職状況を把握し、就業が困難な若年層に対するセミナー開催等により、社会参画を支援します。

基本事業①若者へのキャリア形成の支援

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.若年層の就職状況の把握	アンケート調査や就職相談、セミナー等を通じて、若年層の就職状況を調査します。	商工観光課

施策の方向 3

ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します

ひとり親家庭を対象とした就業支援事業を充実させ、ひとり親家庭が自立できるよう支援します。

基本事業①自立のための生活支援の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	こども課
2.ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター

基本事業②社会参画のための就労支援の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター

施策の方向
4

高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します

高齢者、障がい者を対象とした相談事業や就労支援等を通じて、高齢者や障がい者の社会参画や自立を支援します。

基本事業①高齢者支援事業の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者福祉課
2.高齢者に関わる相談の実施	高齢者の介護に関して、専門家による相談を実施します。	猫実地域包括支援センター

基本事業②障がい者支援事業の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい事業課
New 2.障がい者に関わる相談の実施	窓口や電話等において、障がい者に関わる相談を実施します。	障がい事業課
3.障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	保育幼稚園課 指導課
New 4.障がい児に関わる相談の実施	電話や面談で特別支援に関わる相談を実施します。	指導課

New：相談事業の充実を図ります。

課題 6 性への理解と生涯を通じた健康の支援

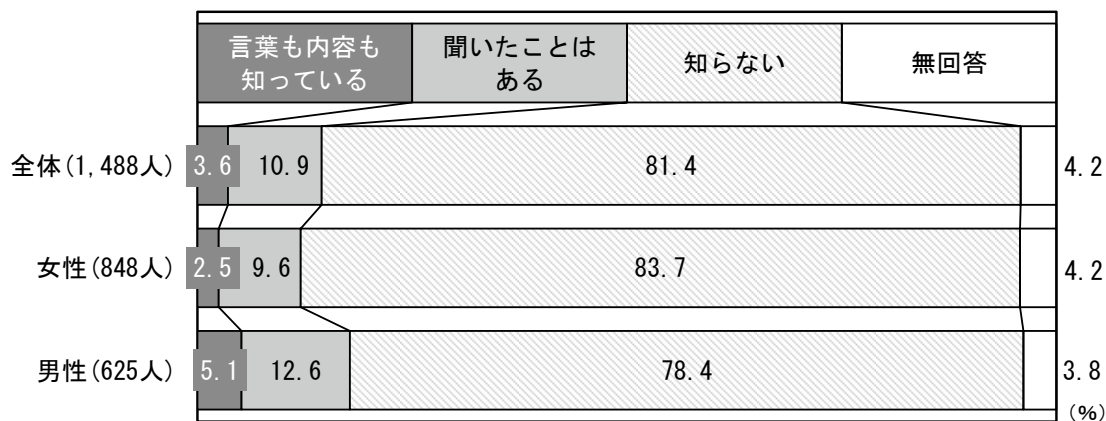
本市では、多様な性の理解促進に向けた情報提供、健康づくりに向けた各種健康診断の受診促進、育児に関わる相談等の事業を継続して実施しています。

市民意識調査では、「性と生殖の健康を人権としてとらえよう」という考え方である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹²」について、全体での内容理解度は 3.6%、認知度（「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」の合計）が 14.5%であり、今後も普及啓発が必要です（図表 14）。

過去 1 年間での健康診断の受診状況は、男女ともに健康診断の未受診率が減少傾向ではありますが、平成 27 年度調査時点で、女性では 5 人に 1 人が未受診となっています（図表 15）。

こうした現状を踏まえて、互いの性を尊重する意識啓発や健康づくり支援等を実施することで、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、生涯にわたり心身ともに健康で安全な暮らしを実現していくことを目指します。

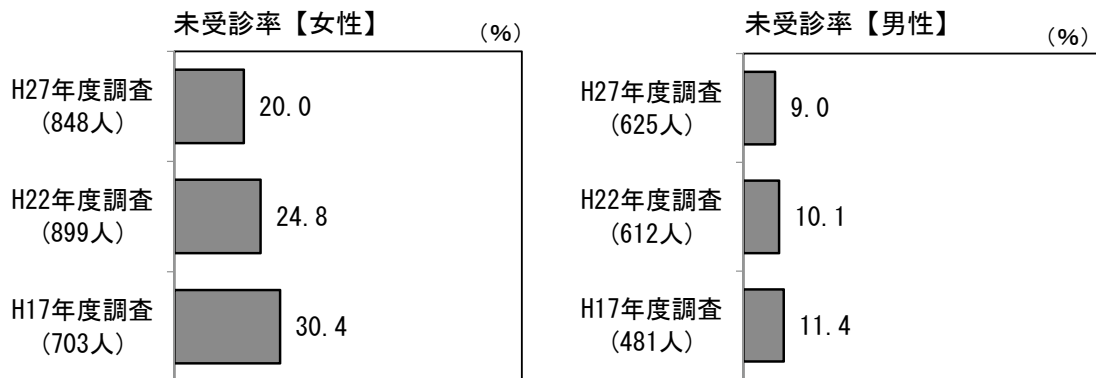
図表 14 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知状況



（平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査）

¹² リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、女性が健康を維持して、子どもを産むかどうか等を自ら選択・決定できる権利のこと。

図表 15 過去 1 年間で健康診断未受診率の推移（性別）



（平成 27・22・17 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査）

施策の方向
1

互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます

互いの性への理解を深めるため、性差医療の普及やリプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発に努めるとともに、多様な性への理解を促進します。

基本事業①互いの性への理解促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.性差医療 ¹³ の情報収集・提供	女性外来等性差医療の情報収集・提供を行います。	男女共同参画センター
2.リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及に向け啓発を行います。	男女共同参画センター

基本事業②多様な性への理解促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1. 性的少数者への理解促進	性同一性障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	男女共同参画センター

¹³ 性差医療とは、男女差を考慮した医療のこと。同じ病気でも男女で症状に差があるため、「女性外来」を設置する医療機関もあります。

施策の方向
2

生涯にわたる健康づくりを支援します

あらゆるひとが生涯にわたり健康を維持するために、ライフステージに応じた健康づくり支援を実施するとともに、妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みを積極的に推進します。

基本事業①健康づくりへの支援

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	健康増進課
2.女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診受診の促進をします。	健康増進課
3.更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	健康増進課
4.メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を推進します。	健康増進課

基本事業②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.妊娠・出産に関わる相談の実施	専門家による妊娠・出産に関わる相談を実施します。	健康増進課
2.妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	健康増進課
3.新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します	健康増進課
4.育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	健康増進課

課題7 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

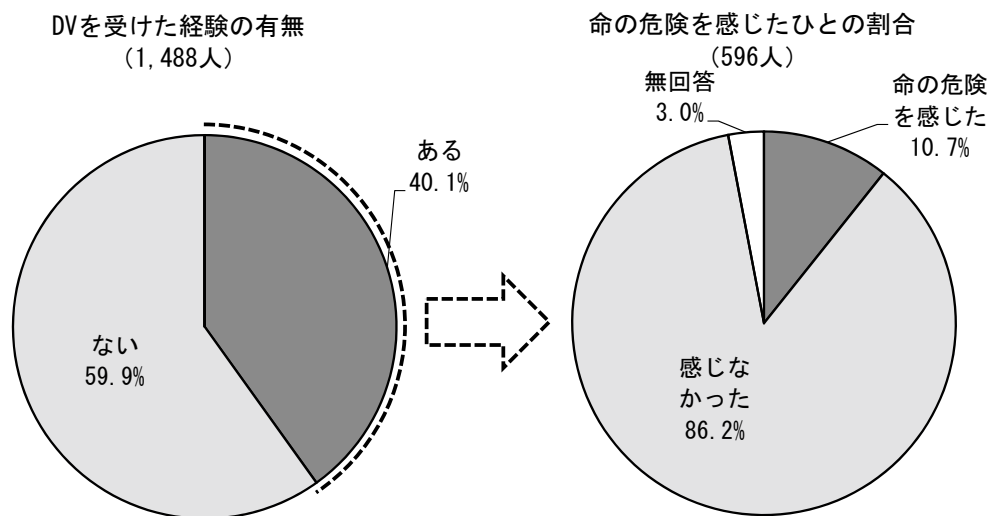
本市では、「第2次プラン」において「人権の擁護・救済のための取り組みの強化」を重点的に取り組む課題として位置づけ、被害者の保護・自立支援のための機能・体制を強化し、女性への暴力の根絶に向けた様々な施策を展開しています。

市民意識調査では、配偶者や恋人等のパートナーからの暴力(DV)を受けた経験率(「何度もあった」と「1、2度あった」の合計)については、全体で約4割を占めており、その中で「命の危険を感じた」が約1割を占めています(図表16、図表17)。

また、「充実させると良いDVに対する対策や援助」については、「家族やパートナー間であっても暴力は犯罪であるという意識の啓発」「暴力は精神的、経済的など、身体的以外も含まれるという意識の啓発」等が上位に挙げられています(図表18)。

こうした状況を踏まえ、今後も、DVに対する正しい理解の促進に向けた啓発活動や女性のための相談の実施、DV被害者に対する救済支援、セクハラ/パワハラ防止対策、子ども・高齢者・障がい者への虐待防止対策等を継続的に実施することで、あらゆるひとへの暴力を根絶し、人権尊重への理解を深めていくことを目指します。

図表16 パートナーからDVを受けた経験



(平成27年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

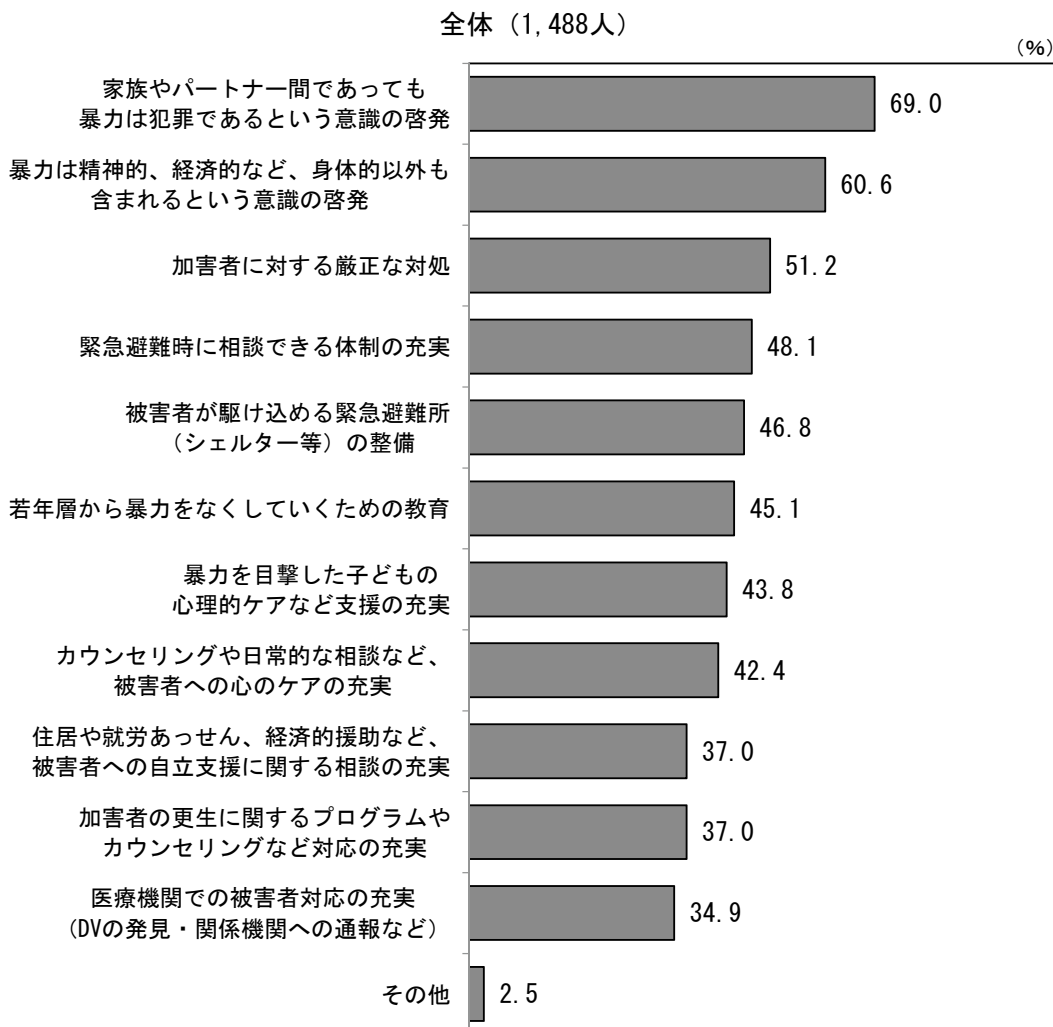
II 基本的な考え方と施策の体系

図表 17 DV のさまざまな形態

身体的暴力	なぐる、ける、首をしめる、突き飛ばす、やけどを負わせる等、身体に危害を及ぼす暴力
精神的暴力	無視する、大声でどなる、「誰のおかげで食べられるんだ」「バカ」とののしる等、心ない言動や態度によって心を傷つける暴力
経済的暴力	生活費を渡さない、家計を厳しく管理する等、経済的に圧迫する暴力
社会的暴力	実家や友人とつきあうのを制限・監視する、手紙、電話、携帯をチェックする、許可なしに外出させない等、社会的な行動を制限する暴力
性的暴力	性的行為の強要や避妊に協力しない、中絶行為の強要、見たくないポルノ雑誌やビデオを見せる等、性的行為を強要する暴力
子どもを巻き込んだ暴力	子どもに暴力を見せる、危険な目にあわせる、子どもに暴力をふるうと脅す等の暴力

(浦安市資料)

図表 18 充実させると良い DV に対する対策や援助



(平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査)

施策の方向
1

女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します

啓発活動や研修事業を通じて、市民や職員に、DVやデートDVに対する理解を深めてもらうとともに、DV被害者への救済体制を強化・拡充します。

基本事業①DVに対する正しい理解の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.DVに対する啓発の実施	DVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、様々な機会を通じて、周知します。	男女共同参画センター
2.二次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	男女共同参画センター
3.加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	男女共同参画センター
4.デートDVに対する啓発の実施	中・高校生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	男女共同参画センター
5.デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課

基本事業②相談の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.相談・カウンセリングの実施	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	男女共同参画センター
2.母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター
3.相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター 男女共同参画センター
4.男性のための相談の検討	男性のための相談窓口の設置を検討します。	男女共同参画センター

Ⅱ 基本的な考え方と施策の体系

基本事業③DV 被害者に対する救済支援

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	男女共同参画センター
2.緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	男女共同参画センター
3.住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課
4.関連機関との連携	DVの防止強化、被害者救済に関して、関係機関との連携を強化します。	男女共同参画センター

基本事業④DV 被害者に対する自立支援の強化・拡充

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
New 1.DV 被害者に対する情報提供	DV 被害者に対して、自立に向けた各種情報を提供します。	男女共同参画センター
2.DV 被害の支援者（アドボゲーター）への助成	同行支援等を行う DV 被害の支援者（アドボゲーター）への助成をします。	男女共同参画センター
3.民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成します。	男女共同参画センター
4.民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	男女共同参画センター
5.生活保護に関する相談・支援	生活を保障し自立を支援します。	社会福祉課
6.市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入居のための相談・支援をします。	住宅課

New：従来からの DV 防止対策の徹底とともに、さらなる強化の一環として情報提供を充実させます。

施策の方向 2	セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの 防止対策を強化します
--------------------	---

相談機能の拡充や情報提供等を通じて、市役所や事業者、教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止に取り組みます。

基本事業①市役所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.市職員のための相談の実施	職員の中から「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課
2.セクハラ／パワハラ防止のための職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課

基本事業②事業者におけるセクハラ／パワハラ防止対策の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.事業者へのセクハラ／パワハラ防止対策の推進	事業者に向けて、セクハラ／パワハラ防止対策についての啓発冊子等を配布します。	商工観光課

基本事業③教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.教職員のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課
2.児童・生徒のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課
3.セクハラ／パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての教職員研修を実施します。	学務課

施策の方向
3

子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた
取り組みを強化します

虐待の防止に向けた広報・啓発活動を推進し、相談・救済体制を整備します。

基本事業①虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	こども家庭支援センター 障がい事業課 猫実地域包括支援センター
2.虐待等の防止のための 広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	こども家庭支援センター こども課 障がい事業課 猫実地域包括支援センター

基本事業②虐待防止に向けた相談・救済体制の整備

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.虐待等に関する担当課、 関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	男女共同参画センター

課題 8 推進体制の強化

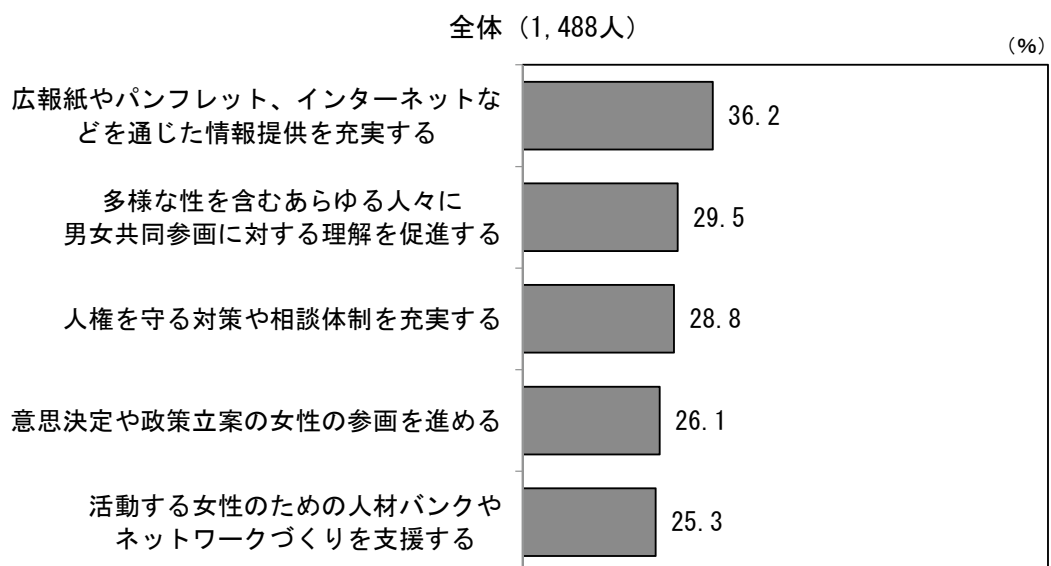
平成 26 年 4 月 1 日より、女性プラザから、新たに名称が「浦安市男女共同参画センター（ルピナス）」となりました。

市民意識調査では、「男女共同参画社会実現に向けて市が推進すべき施策」について、「広報紙やパンフレット、インターネットなどを通じた情報提供を充実する」「多様な性を含むあらゆる人々に男女共同参画に対する理解を促進する」「人権を守る対策や相談体制を充実する」「意思決定や政策立案の女性の参画を進める」「活動する女性のための人材バンクやネットワークづくりを支援する」等が上位に挙げられており（図表 19）、これらの施策を優先的に推進していくことが重要です。

男女共同参画センターは、性別にかかわらず、多様な個性や能力を生かすまちづくりのための拠点であり、本市における男女共同参画社会の実現に向け、中心的な役割を果たす組織として、今後もさらに成長していくことが求められます。

こうした視点から、男女共同参画センターが、本市における男女共同参画に関する情報を集約・発信する一大拠点となるとともに、市民、事業者、団体や職員等を対象に様々な働きかけを行いつつ、男女共同参画に関心を持つひとたちの行動を後押し、行動するひとを結び付けていく役割を果たしていくことを目指します。

図表 19 男女共同参画社会実現に向けて市が推進すべき施策（上位 5 位）



（平成 27 年度男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査）

施策の方向

1

男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します

改訂第2次プランの進行管理のため、浦安市男女共同参画推進会議と浦安市男女共同参画庁内推進会議を定期開催します。また、男女共同参画センターの機能を強化します。

基本事業①男女共同参画推進会議の運営

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.男女共同参画推進会議の開催	有識者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	男女共同参画センター

基本事業②庁内推進体制の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.男女共同参画庁内推進会議の開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討等を行います。	男女共同参画センター
New 2.講座の企画・準備・実施における庁内連携	男女共同参画推進に向けた各種講座開催に際して、男女共同参画センターと各種講座を開催する担当課との間に意見・情報交換をする場を設置し、より効果的な講座の充実を図ります。	公民館 中央図書館 市民大学 男女共同参画センター

New：庁内の各部署で実施される男女共同参画に関連する啓発事業についての情報を共有することで、漏れなく、ダブリのない、講座開催につなげます。

基本事業③男女共同参画センターの機能強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター
2.男女共同参画推進の拠点としての管理・運営	男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報提供等を実施します。	男女共同参画センター
New 3.市民との交流の場づくり	男女共同参画センターの事業を通じて、市民との交流の場を設け、市民と協働で実施します。	男女共同参画センター
New 4.男女共同参画推進へのネットワークづくり	市内の男女共同参画推進に取り組む団体同士の連携や、近隣自治体の男女共同参画の担当部署との連携を図ります。	男女共同参画センター

New：本市における男女共同参画推進に向けた取り組みの輪を、さらに広げていきます。

施策の方向
2

男女共同参画に関する調査・研究を行います

市民、事業者、職員の意識や実態を定期的に把握するとともに、国内外や千葉県等のジェンダー統計の収集・提供等を通じて、男女共同参画に関する施策に反映させるよう努めます。

基本事業①プラン改訂時における男女共同参画に関する意識実態調査の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.市民を対象とした調査の実施	市民を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター
2.職員を対象とした調査の実施	職員を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター
3.市内事業所を対象とした調査の実施	事業所を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター

Ⅱ 基本的な考え方と施策の体系

基本事業②ジェンダー統計の収集・提供

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.ジェンダー統計の収集・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	男女共同参画センター

基本事業③男女共同参画条例の調査・研究

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター

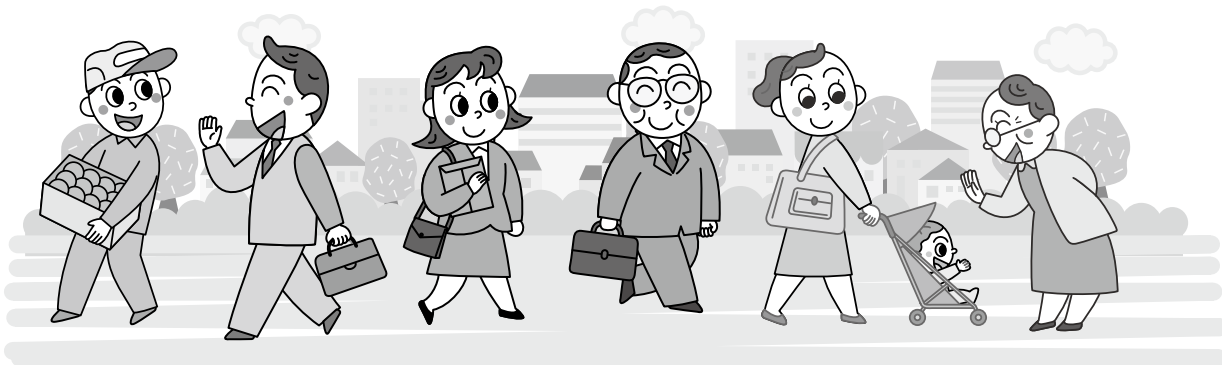
施策の方向 3

課題解決に向け計画の進行管理を強化します

「改訂第2次プラン」に掲げる事業の実施状況を調査し、その結果を広く公表するとともに、浦安市男女共同参画推進会議と浦安市男女共同参画庁内推進会議において議論・検討し、課題解決を図りながら、PDCAサイクルにより運営・管理を行います。

基本事業①計画の進行管理の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.計画の進行管理	市が実施する関連事業の進捗状況調査を実施し、着実に事業の執行に向け進行管理を行います。	男女共同参画センター



5 指標（目標値）の設定

課題	指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
課題1 男女共同参画社会の 実現に関する 理解の促進	性別役割分業意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）を持たない人の割合	44.0%	50%
	「男女共同参画」という言葉の認知度	80.6%	100%
課題2 ワーク・ライフ・ バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	58.9%	70%
	男性の家事・育児・介護に費やす時間	平日 1時間4分	平日 2時間30分
		休日 2時間22分	休日 4時間
	保育所の待機児童数	79人	0人
	市役所男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率	87.5%	100%
	市役所の男性職員の育児休業取得	5.9%	13%
課題3 あらゆる分野に 参画する機会の確保	市役所採用試験申込者の女性割合	35.0%	40%
	市役所係長級以上の女性職員の割合	22%	35%
	審議会における女性委員の割合	37.8%	40%
課題4 防災における 男女共同参画の推進	女性消防団員の割合	24.0%	30%
課題6 性への理解と生涯を 通じた健康の支援	子宮がん検診受診率	34.3%	50%
	乳がん検診（マンモグラフィ）受診率	18.2%	50%
課題7 人権の擁護・救済の ための取り組み の強化	男女共同参画センター（ルピナス）で行う相談事業の認知度	32.6%	70%
課題8 推進体制の強化	男女共同参画センター（ルピナス）の認知度	28.4%	70%

* 指標（目標値）の設定に際しては、各課題を踏まえた事業を実施したことによる成果が、定量的に把握できる指標としているため、定量的な数値把握が難しい「課題5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備」については、設定を控えています。

Ⅲ 資料

1. 基礎調査概要
2. 浦安市男女共同参画
推進会議・浦安市男女共同
参画庁内推進会議概要
3. 女子に対するあらゆる形態
の差別の撤廃に関する条約
4. 男女共同参画社会基本法
5. 配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護等に
関する法律
6. 女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律
7. 男女共同参画社会の
実現に向けた動き

1. 基礎調査概要

「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」の策定にあたり、「市民意識調査」「グループインタビュー調査」「職員意識調査」「事業所調査」「庁内基本事業調査」「パブリックコメント」を実施しました。各調査とパブリックコメントの概要は、以下のとおりです。

市民意識調査

- ①調査対象 浦安市内在住の満18歳以上の男女3,000人
(男女各1,500人)
- ②抽出方法 住民基本台帳(平成27年10月1日現在)により性別に層化し無作為抽出
- ③調査方法 郵送配布・回収による自記入方式(督促礼状1回送付)
- ④調査項目 ○男女共同参画社会に関する意識
○日常生活について
○防災、教育、介護について
○職業生活について
○女性の人権について
○男女共同参画社会づくりのための施策
○男性の悩みや相談ごと
- ⑤調査期間 平成27年11月20日～12月4日
- ⑥回収状況 1,488票(49.6%)

グループインタビュー調査

- ①調査対象 ○中学生を持つ母親 6名
○女性ひとり親 2名
○20～30歳代男性 7名
- ②調査日・時間 平成28年1月28日
平成28年1月30日
平成28年2月24日
*各1～2時間程度
- ③調査場所 市内公共施設
- ④調査項目 ○性別役割分担
○子育てと就労
○ワーク・ライフ・バランス
○育児休業、休暇
○行政に求めること 等

職員意識調査

- ①調査対象 浦安市職員1,285人
(平成28年1月1日現在)
- ②調査方法 グループウェア
- ③調査項目 ○男女共同参画社会の意識
○日常生活・職業生活
○女性の人権、行政施策 等
- ④調査期間 平成28年1月5～19日
- ⑤回収状況 841票(65.4%)

事業所調査

- ①調査対象 平成26年経済センサス-基礎調査結果(総務省統計局)に掲載されている従業員数10名以上事業所
- ②総発送数 1,255事業所
- ③調査方法 郵送配布・回収による自記入方式(督促礼状1回送付)
- ④調査項目 ○ワーク・ライフ・バランス
○女性活躍推進
○育児・介護支援取組状況
○ハラスメント
○行政施策
- ⑤調査期間 平成28年8月18日～9月9日
- ⑥回収状況 419票(33.4%)

庁内基本事業調査

- ①調査対象 「第2次プラン」事業担当課
- ②調査方法 アンケート調査・ヒアリング調査
- ③調査項目 事業の実施状況等
- ④調査期間 【アンケート調査】
平成28年7月1～15日
【ヒアリング調査】
平成28年8月29～31日

パブリックコメント

- ①意見提出者 市内在住・在勤・在学・利害関係を有するもの
- ②募集方法 FAX、Eメール、直接提出、郵送による意見募集
- ③項目 「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」(案)について
- ④期間 平成29年1月15日～2月6日
- ⑤有効回答 7件

2. 浦安市男女共同参画推進会議・浦安市男女共同参画庁内推進会議概要

「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」の策定にあたり、有識者、関係団体代表者、市民から構成される「浦安市男女共同参画推進会議」を設置し、議論・検討を行いました。推進会議は、平成27年度に2回、平成28年度に4回（計6回）開催しました。

また、市役所内の部の次長で構成される「浦安市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、議論・検討を行いました。庁内会議は、平成27年度に1回、平成28年度に2回（計3回）開催しました。

浦安市男女共同参画推進会議

年度	回	開催日	議事内容
平成27年度	第1回	10月16日（金）	1)「第2次うらやす男女共同参画プラン」 平成26年度実施事業調査報告 2)市民意識調査の実施について
	第2回	3月11日（金）	1)市民意識調査の結果報告について 2)平成28年度推進会議スケジュール
平成28年度	第1回	7月19日（火）	1)「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」 策定について 2)グループインタビュー調査の結果報告 3)事業所調査（案）について
	第2回	11月7日（月）	1)事業所アンケート調査結果について 2)「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」 （案）について
	第3回	12月12日（月）	1)「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」 （案）について
	第4回	2月27日（月）	1)パブリックコメント実施結果の報告について 2)「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」 について

浦安市男女共同参画庁内推進会議

年度	回	開催日時	議事内容
平成27年度	第1回	10月7日（水）	1)「第2次うらやす男女共同参画プラン - 平成26年度実施事業」事業調査報告について 2)「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」 策定にあたっての基礎資料となる市民意識調 査及び職員意識調査の実施について
平成28年度	第1回	7月7日（木）	1)市民意識調査、職員意識調査、グループインタ ビュー調査の結果報告について 2)事業所調査（案）について
	第2回	11月21日（月）	1)事業所アンケート調査結果について 2)「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」 （案）について

3. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を

実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判

所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合におい

て、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得

のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程，同一の試験，同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を，この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより，また，特に，教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に，男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利，昇進，雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習，上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に，退職，失業，傷病，障害，老

齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は，婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し，かつ，女子に対して実効的な労働の権利を確保するため，次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い，かつ，従前の雇用関係，前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を，特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては，当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は，科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし，必要に応じて，修正し，廃止し，又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は，男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として，保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず，締約国は，女子に対し，妊娠，分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け，抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契

約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関す

るこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力

を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

4. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に
関する基本的施策（第十三条—第
二十条）第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第
二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布

の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）
- 第五章の二 補則（第二十八條の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ

の婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾

病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴

力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する

暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月

を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされること

を防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することので

きない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方へ呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めると

ともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に

ついで計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基

づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とす

- るもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第三節 特定事業主行動計画**
- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、

前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七條 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九條 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 男女共同参画社会の実現に向けた動き

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際婦人年世界会議開催（メキシコ・シティ）「世界行動計画」採択 ■ 国連総会「国連婦人の10年」を決定（1976年～1985年） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 	
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる） 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国内行動計画」策定 ■ 国立婦人教育会館（埼玉県嵐山町）開館 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連総会で「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」採択 		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催（コペンハーゲン）「女子差別撤廃条約」署名式（51ヶ国が署名） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民法一部改正（配偶者の相続分1/3から1/2へ） ■ 「女子差別撤廃条約」署名 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ILO第156号「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国内行動計画後期重点目標」策定 	
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ）（昭和60年施行） 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ILO総会で「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ■ 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）開催（ナイロビ）「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」公布（昭和61年施行） ■ 「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金法の一部改正施行（女性の年金権の確立） 	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合政策推進室企画課に「婦人政策係」設置
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連総会で「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「法令の一部を改正する法律（婚姻・親子関係等についての男性優先規程の改正等）」成立 ■ 中学校「技術・家庭科」が男女共通履修に改定（平成5年度実施） ■ 小学5年生理科の授業で性教育を行うことを決定（平成4年度実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「婦人政策に関する庁内研究会」設置（女性問題に関する調査研究を進める） ■ 「浦安市女性問題基本調査（市民意識調査）」実施 ■ 「浦安市女性問題講演会」開始 ■ 「うらやす女性フォーラム」開始

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
1990年 (平成2年)	■女性の地位向上のための「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		■啓発冊子「女性問題入門-男女がともにいきいきと人間らしく生きるためのQ&A」発行 ■「婦人政策係」から「女性政策係」に改称
1991年 (平成3年)	■ILO総会で「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択	■「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改定) ■「育児休業等に関する法律」公布(平成4年施行)	■「浦安市女性問題に関する市民意識調査及び浦安市職員意識調査」実施
1992年 (平成4年)			■啓発冊子「まことくんちの一大事」発行 ■女性問題の啓発講座を開始
1993年 (平成5年)	■世界人権会議開催(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画(女性の平等の地位と女性の人権)」採択	■「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布・施行	
1994年 (平成6年)	■「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	■「男女共同参画推進本部」発足 ■「男女共同参画審議会」設置 ■「男女共同参画室」設置 ■「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」提示	■「浦安市女性政策推進連絡協議会」(のちに浦安市男女共同参画推進連絡協議会に改称)設置
1995年 (平成7年)	■第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」「北京行動綱領」採択	■「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 ■「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」批准	■「浦安市女性政策推進懇話会」(のちに浦安市男女共同参画推進懇話会に改称)設置
1996年 (平成8年)		■男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 ■総理府「男女共同参画2000年プラン」策定	■うらやす女性フォーラム事業に企画会を導入 ■「うらやす女性プラン」を策定、男女の平等・自立と共同参画の実現を目指すことを基本目標とし、以降、プランに基づき施策を推進
1997年 (平成9年)		■「男女雇用機会均等法」改正(一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応) ■「労働基準法」一部改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ■「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設) ■「男女共同参画審議会設置法」施行	■浦安市女性政策情報紙「waveU」創刊
1998年 (平成10年)		■男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法について」答申	■女性政策推進講座事業に企画会を導入

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ■国際人口会議開催（ハーグ） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ■男女共同参画審議会より「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■情報紙「waveU」の編集に企画会を導入
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ■女性2000年会議開催（ニューヨーク）「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ■総理府「男女共同参画基本計画」策定 ■「ストーカー規制法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」実施 ■うらやす女性フォーラムの名称を「女と男^{ひと}うらやす^{ひと}かがやきフォーラム」に改称
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■組織の見直しにより、人権に関する事務が移管され、人権・男女共同参画班に改称 ■「女性のための相談」開始
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年世界会議」ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）地域政府準備会議開催（東京）、APEC第2回女性問題担当大臣会合の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ■「浦安男女共同参画プラン」策定 ■「女性プラザ」開設 ■市民参加による男女共同参画情報紙「ポノ・ポノ」「女性プラザニュース」創刊
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ■欧州評議会「第29回男女平等運営委員会」開催 ■ESCAP開催（ソウル） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ■「女性のチャレンジ支援策推進について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「うらやす男女共同参画プラン」事業調査開始、その後毎年実施 ■「ウーマンズ・カレッジ」開催、その後毎年実施 ■「女性プラザミニ学習会」開催
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ESCAP開催（バンコク）、第48回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「浦安市男女共同参画推進懇話会」が、「男女共同参画社会づくりをすすめるために（提言）」提出 ■「浦安市男女共同参画推進懇話会」を「浦安市男女共同参画推進会議」に改称 ■市のホームページに男女共同参画に関するページを開設 ■「エンパワーメント女性学講座」「女性プラザインフォメーション・カフェ」開催、その後毎年実施
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」閣僚級会合）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」実施
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「第2次改正男女雇用機会均等法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」実施 ■「浦安市男女共同参画推進会議」が「うらやす男女共同参画プラン（後期5ヵ年に向けて）（意見書）」提出 ■「改定うらやす男女共同参画プラン（骨子案）」パブリックコメント実施

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「改定うらやす男女共同参画プラン」策定
2008年 (平成20年)			<ul style="list-style-type: none"> ■「P-Life男女共同参画ニュース」創刊
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ESCAP(ハイレベル政府間会合)開催(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■「人権・男女共同参画班」から「人権・男女共同参画係」に改称
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改正 ■「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「浦安市男女共同参画推進会議」が「女性プラザの整備・機能拡充と男女共同参画施策推進についての提言」提出 ■「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」実施 ■「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」実施
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連のジェンダー関連4機関が「UNWomen」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)に統合 		<ul style="list-style-type: none"> ■Uモニ「男女共同参画の視点から見た防災意識に関するアンケート」実施 ■「第2次うらやす男女共同参画プラン(骨子案)」パブリックコメント実施 ■「第2次うらやす男女共同参画プラン」策定
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の活躍促進による経済活性化行動計画(働くなでしこ大作戦)」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性学推進講座」の開催。その後、毎年実施
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「ストーカー規制法」改正 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ESCAP男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合 	<ul style="list-style-type: none"> ■「DV防止法」改正 ■「次世代育成支援対策推進法」改正。2025年(平成37年)3月31日まで期限延長 ■「子ども・子育て支援法」を施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性プラザ」から「男女共同参画センター」に名称変更。愛称を「ルピナス」に決定
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第4次男女共同参画基本計画」を策定 ■「女性活躍推進法」を国会成立 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」実施 ■「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」実施
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「ストーカー規制法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会づくりに関する事業所調査」実施 ■企画政策課から男女共同参画センターが独立
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「育児介護休業法」と「男女雇用機会均等法」が改正され2017年1月から施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン(案)」パブリックコメント実施 ■「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」の策定

改訂
第2次

うらやす男女共同参画プラン

ひと ひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす

2017年（平成29年）3月

発行 浦安市 企画部 男女共同参画センター
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
TEL 047-351-1111
